

令和2年10月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件

予 算 案 1 件

報 告 1 件

以 上 2 件

10月市議会臨時会議案概要説明書

[報 告]

報告第23号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和2年9月30日
- (2) 損害賠償の額 124,863円
- (3) 事故の概況 令和2年7月29日午後1時15分頃、豊橋市西新町1番地先の交差点において、本市職員（中消防署）の運転する公用車（軽貨物自動車）が右折したところ、対向車線から左折してきた相手方所有の軽貨物自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 80%)

- 2 (1) 専決年月日 令和2年10月8日
- (2) 損害賠償の額 43,560円
- (3) 事故の概況 令和2年6月26日午後6時45分頃、豊橋市野依町字井原112番4地先の路上において、救急活動で緊急出動中の本市職員（南消防署）の運転する救急車が、停車中の相手方所有の車両運搬車の横を通過しようとしたところ、相手方車両の後部に誤って接触し、当該車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)